

*** 山形国道維持出張所 ***

9/24 (火) 特殊車両の取り締まりを実施しました

9月24日(火)東根市関山の国道48号駐車帯で、特殊車両などを対象とした合同取り締まりを行いました。取り締まりにあたっては、村山警察署に車両誘導のご協力をいただき、駐車帯に入れた車両の計量・携帯書類の審査を行いました。この日は、2時間で計6台を調べ、違反車両は通行許可なしによる4台でした。

寸法や重量の車両諸元が、一般的制限値(最高限度)のどれか一つでも超えるときは、手続きが必要



*** 指定道路4.1m**

道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険の防止のうえで支障がないと認めて、高さの一般的制限値を4.1mとして指定した道路のこと

*** 指定道路25t**

道路管理者が道路の構造の保全・交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路のこと

長さ・高さ・幅の計測の様子



特殊車両とは？

車両の構造が特殊であるトレーラーなどを言います。幅、長さ、高さ及び総重量のいずれか一つの制限値を超える車両は特殊車両通行許可書の携帯が必要となります。

無許可または許可条件に反して特殊車両を通行すると、100万円以下の罰金・6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰則等が課せられます。

**マットスケール
(総重量を計測するもの)**



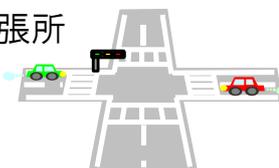
無許可で走行する特殊車両や過積載の車両は、道路施設の寿命を縮める等の悪影響があったり、重大事故に繋がる恐れがあるので大変危険です。
ルールを守って安全に走行しましょう！

国土交通省 東北地方整備局 山形河川国道事務所 山形国道維持出張所

〒990-2331 山形市飯田西五丁目6番4号

TEL 023-641-2090 FAX 023-641-4435

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syuchu/yamaiji>



道路の異状を発見したら、道路緊急ダイヤル(無料) #9910へお知らせください!